

井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全及び環境問題に関する市民意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、市内でスマートエネルギー化に資する機器を導入する者に対し、予算の範囲内において井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象機器)

第2条 補助金交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、別表第1に定める補助対象機器であって、それぞれ同表に定める要件に該当するものとする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第2に定める補助対象機器に応じ、それぞれ同表に定める補助対象者に該当する者
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でない者
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯全員が市税を完納していること。
- (4) 本市から同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けていない者

2 補助金交付は、同一の住宅（電気自動車等においては、同一の世帯）について補助対象機器各1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第3に定める補助対象機器に応じ、それぞれ同表に定める補助対象経費及び補助金の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に別表第4に定める補助対象機器に応じ、それぞれ同表に定める必要書類を添えて、それぞれ同表に定める設置完了日から3か月以内に、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは、井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付と決定したときは、井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ交付申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金交付を決定したときは、申請者から井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金請求書(様式第4号)の提出を求め、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(井原市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱及び井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱の廃止)

3 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 井原市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成21年井原市告示第37号)
- (2) 井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱(平成21年井原市告示第38号)

(経過措置)

4 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に設置した住宅用太陽光発電シ

システム及び住宅用定置型蓄電池（この要綱による廃止前の井原市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第2条に規定する補助金交付の対象となるシステム等に限る。）並びに住宅用太陽熱温水器（この要綱による廃止前の井原市住宅用太陽熱温水器設置費補助金交付要綱第2条に規定する補助金交付の対象となる温水器に限る。）に係る補助金の申請は、設置完了日から6か月以内にしなければならない。

別表1（第2条関係）

補助対象機器	要件
住宅用太陽光発電システム	(1) 住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するもの (2) 電力会社との系統連系に伴う電力供給に関する契約を締結しているもの (3) 市内の住宅に設置するもの (4) 未使用のもの
住宅用定置型蓄電池	(1) 新設又は既存の太陽光発電システムと連携するリチウムイオン蓄電池 (2) 一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象にしている機器 (3) 市内の住宅に設置するもの (4) 未使用のもの
住宅用太陽熱温水器	(1) 次のいずれかであるもの ア 太陽熱を利用する温水器（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう。） イ 不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、温水、冷暖房に利用されている太陽熱高度利用システム (2) 市内の住宅に設置するもの (3) 未使用のもの
V2H 充放電設備	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車導入事業補助金において補助対象としているもの (2) 市内の住宅に設置するもの (3) 未使用のもの
電気自動車等	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車導入事業補助金において補助対象としている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。） (2) 未使用のもの
高効率給湯器	(1) 次のいずれかであるもの ア 電気ヒートポンプ給湯器 JIS9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上であるもの イ 潜熱回収型ガス給湯器 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であるもの。給湯単能機、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であるもの ウ 潜熱回収型石油給湯器 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であるもの。石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であるもの。石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であるもの エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率が 102%以上であるもの (2) 未使用のもの
窓断熱	(1) 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としているものを用いた、ガラス交換、内窓設置及び外窓交換 (2) 未使用のもの
家庭用燃料電池システム	(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）に登録されている機器 (2) 未使用のもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象機器	補助対象者
住宅用太陽光発電システム	<p>市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅に補助対象機器を設置する者又は補助対象機器が設置された市内の新築住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者</p>
住宅用定置型蓄電池	
住宅用太陽熱温水器	
V2H 充放電設備	
高効率給湯器	
家庭用燃料電池システム	
窓断熱	<p>市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅のリフォームに際し、補助対象機器を設置する者</p>
電気自動車等	<p>(1) 車両の初度登録（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 4 条に規定する自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあつては、同法第 59 条に規定する新規検査を受けたことをいう。以下同じ。）する時点において 1 年以上市内に住所を有している者</p> <p>(2) 当該車両の自動車検査証において使用者として記載されている者</p> <p>(3) 自家用乗用車として使用する者</p>

別表第3（第4条関係）

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	補助対象機器の本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額	システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり30,000円に相当する額（出力の単位は、キロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てる。）とし、4キロワット120,000円を上限とする。
住宅用定置型蓄電池		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、150,000円を上限とする。
住宅用太陽熱温水器		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、30,000円を上限とする。
V2H 充放電設備		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、150,000円を上限とする。
高効率給湯器		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、120,000円を上限とする。
窓断熱		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、150,000円を上限とする。
家庭用燃料電池システム		補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、120,000円を上限とする。
電気自動車等	補助対象機器本体の購入費	補助対象経費の10分の1に相当する額以内とし、100,000円を上限とする。

別表第4（第5条関係）

補助対象機器	必要書類	設置完了日
住宅用太陽光発電システム	(1) 明細書（設備の購入費及び設置工事費等内訳）の写し (2) 領収書の写し (3) 電力会社との電力受給契約書の写し (4) 設備の設置状況を示す写真 (5) 設備の仕様が確認できる資料の写し	工事完了日
住宅用定置型蓄電池	(6) 対象設備が未使用であることを証明できる資料（保証書等） (7) 住民票・納税証明書の写し（市外からの転入申請者のみ） (8) その他市長が必要と認める書類	
住宅用太陽熱温水器	(1) 明細書（設備の購入費及び設置工事費等内訳）の写し	
V2H 充放電設備	(2) 領収書の写し	
高効率給湯器	(3) 設備の設置状況を示す写真	
窓断熱	(4) 設備の仕様が確認できる資料の写し	
家庭用燃料電池システム	(5) 対象設備が未使用であることを証明できる資料（保証書等） (6) 住民票・納税証明書の写し（市外からの転入申請者のみ） (7) その他市長が必要と認める書類	
電気自動車等	(1) 明細書（車両の購入費）の写し (2) 領収書の写し (3) 車両の写真 (4) 車両の仕様が確認できる資料の写し (5) 自動車検査証の写し (6) その他市長が必要と認める書類	車両の初度登録日